

CHI KA RA



中央大学学員会職域等支部
行政書士白門会
広報誌「ちから」号外

行政書士は法律関係書類の作成と手続きのスペシャリストです。遺言・相続、各種許認可、法人設立などの法律関係書類の作成及びこれら手続きのことなら私たち行政書士へお任せ下さい。

← 行政書士の広報キャラクター、ユキマサくん！



『行動する知性』としての行政書士

会長 岸 伸晃

お話しは遡ります。江戸時代です。当時の奉行所は、司法だけでなく行政の機関でもあり、そこに、訴えをもって地方から出てくる人々がいました。その人々の定宿を「公事宿(くじやど)」といい、その主人を「公事師(くじし)」といつて、その人が書類の作成や手続の取次を行っていました。そこに、国民と行政のきずなとしての行政書士の原型をみることが出来ます。

その後、明治維新の大変革期に、家禄を失った武士の中から『国や社会への貢献』という「武士の魂」をもったまま代書人に転じた人々がいました。それから終戦まで長い年月が経ちました。その間、国民と行政とのきずなとして、また、国民の日常的な権利・義務に関する文書の作成を行う街の法律専門家として、国民の法律化に力を尽くしてきた行政代書人がいました。その地道な歩みの礎の上に、昭和二六年、行政書士を法律上の制度として認める、悲願の「行政書士法」が成立したのです。

このようにして行政書士制度ができてから六三年が経ちました。今日、行政書士は政府に対する行政上の申請などに際して代理権を有し、国民や企業の社会生活を、円滑にするとともに、諸々の利益が公正に調節された、正義に適う社会の繁栄進歩に貢献す

る制度となっています。

このような行政書士により構成される、中央大学学員会の職域支部たる「行政書士白門会」は、同窓である会員の親睦を基盤として、業務の研鑽と教養の向上を図るとともに、中央大学法科大学院教授の佐藤信行先生に顧問をお願いして御指導を賜り、毎年、母校から教授をお招きして実学の精神に基づく充実した御講義を頂いて、『實地應用ノ素』を養い、中央大学の精神である『行動する知性』たらんと努力しています。

その行政書士白門会の会員から、我々の幅広い業務範囲の一端をご紹介します。ご高覧を宜しくお願い申し上げます。

**悪徳商法・振り込め詐欺を撃退
詐欺にだまされなさい！**

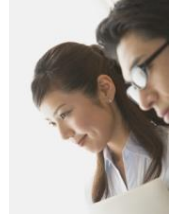
磯谷 昌徳



二年前の九月に知り合いから、どうも訪問販売の詐欺に遭ったらしい人がいるので相談に乗って欲しい、と依頼され、Kさんを紹介されました。Kさんは茨城県に住み、年齢は当時七〇歳で個人事業主ですが、三人を雇用しながら某事業を営んでおります。

事件の概要は次の通りです。

三日前に東京都二三区にある会社の若い営業マンがKさんの事務所を訪ねてき



Kさんは夫婦二人で来訪し「自分の孫と同じ歳位の営業マンに騙されたのが悔しい、裁判をしても契約を止めたい。できればお金を取り戻したい。」とのことでした。

ました。彼は電気のブレイカーの点検を行い、さらの低圧電力変更の提案書を提示して、当社のブレイカーを使用すれば月四千円安くなり一年で約五万円安くなりますとKさんに持ちかけ、また、東京電力の電気供給約款を見せながら、東京電力も同じですよ、と言って強くその会社のブレイカーへの変更と契約の締結を要求してきました。Kさんは電気が安くなるならと思いい契約書にサインをしてしま

い、さらに連帯保証人として嫁いだ長女のところに行き署名押印をして貰いました。

ところが、契約後に冷静になりよく考えてみると、東京にある会社がわざわざ茨城県のはずれにあるKさんの事務所に来るのはおかしいので、東京電力に電話をしたところ、電気供給約款を他社に渡す事や営業のツールとして使用する事を認めることは絶対

にありえません、との回答でした。さらに長女にネットでその会社を調べたらもらったところ、迷惑営業、詐欺的営業でトラブルを起こしている会社であることが判明しました。そこでKさんは、完全に騙された、法的手段を取り契約をなくしたいと思ひ、知り合

いの紹介により私が相談に乗りました。

その後、ブレイカーリース会社からは何の連絡もなく無事終了しました。費用は内容証明代のみです。

この案件の教訓から、泣き寝入りは絶対にしてほくください。消費者は法律により保護されています。

何か困ったことが起きたとき、何かおかしい、何か社会常識から変だ、分からないことが起きたときは、身近に相談できる行政書士にご相談ください。きつと解決、または解決方法を提示してくれます。

なお蛇足ですが、振り込め詐欺・オレオレ詐欺の例として、私の自宅に振り込め詐欺の電話がかかって来て、母

親が危うく詐欺にひっかかりそうになりましたが、未然に防止できた事案があります。

「オレだけど電車の柵に鞆を忘れた、鞆の中には会社のお金が入っている、どうしようか」

電話の声は長男に似ていたため、長男であると母は完全に信用してしまいました。たまたま母が妹に電話し、長男が鞆を電車に置き忘れた、どうしよう、と相談しました（これが被害に遭わなかった最大の理由です）。

妹が兄である長男の携帯に連絡したところ、会社で仕事をしており電車には乗っていないとの事でした。そこでオレオレ詐欺、振り込め詐欺であることを母も分かりました。お金をだまし取られる一歩手前でした。被害に遭わないで済みました。

教訓として、振り込め詐欺・オレオレ詐欺は、必ず、誰かに相談してください。被害を防止することができます。



下にある小さな金庫を開けると「麻薬台帳はこんなのですけど…」とアルミシートに入った貼り

薬の包みと大学ノートを一冊差し出し…（以下続く）

え…ご挨拶が遅れましたが、わたし横浜医療法務事務所の岸部宏一（八八年、商・商貿卒）と申します。行政書士登録は二〇〇〇年ですが、実際に独立して事務所を開業したのは二〇〇三年、もともとは外資系製薬会社でのサラリーマンから医療法人での事務長、大手の医療経営コンサルタント事務所で丁稚奉公を経て二〇〇三年に独立、以来一一年間、医療経営コンサルタントと医療法務専門の行政書士事務所をやっております。

麻薬もやります

岸部 宏一



「先生、麻薬ありますか？」私の問いかけに反応し、同行していた弁護士が眼をむいた。

「あ、二種類ですけど、デュロテップとMSコンチンくらい。あ、麻薬金庫はそこです」

冒頭のシーンはつい最近の仕事のヒトコマ、連携先の弁護士に呼ばれて医療法人化しながら目先の分院展開や将来の事業承継に備えようとしている診療所の院長のもとに、紹介元の弁護士に連れられて初回ヒアリングに伺った時の会話の一部です。

「麻薬」というと犯罪を連想される方も多いようですが、医療の世界で「麻薬」は沢山ある医薬品のカテゴリの一つで、鎮痛剤で効果が足りない「がん性疼痛」などの時に用いる薬（中毒性あり）に過ぎません。ちなみに、麻薬を医療現場で使用する際には、医師免許に加えて麻薬施用者免許（二年更新）を受ける必要があり、鍵の

かる場所で他の医薬品と分けて専用台帳を付けながら保管し、毎年末には使用量と在庫を保健所に報告する必要があつて、パッケージ表面の表示は白地に赤文字で**麻**（以下ヲタク知識がしばらく続く）

当然、麻薬施用者免許や、訪問診療を行う医療機関では駐車禁止除外指定申請、それに医療法に基づく医療法人の設立や付帯事業開設時などの各種変更、診療所や病院の開設手続きや都道府県医療計画に基づく病床協議、保険診療をするうえでの保険医療機関としての各種手続き等、医療機関はまさに許認可のカタマリ、かつ縦割り行政の巣窟みたいなところ。運営上のコンプライアンスや院内規定等も含めて、基本的に理系集団である医療機関には、われわれ文系出身の行政書士の出番は無限に存在します。

「医療法務」以外は一切受任しない（介護事業関連からも一〇年前に手を引きました）行政書士事務所は日本中でウチだけかもしれないが、おかげさまで息子を大学に通わせ（ヨソの大学ですが）、エラそうに医療系雑誌にちよくよく登場しながら日本中で講演だの現場だの連日分刻み、サラーマンの頃の二〇倍働きのながら、なんとか日々のゴハンにありつけております。

今年も勤務行政書士の一人増員を画策中、できれば中大出身で礼儀正しくフツトワーク良、医療法ヲタ



クを目指すマニアックな向上心の塊みたいなDMの若手、どこかにおられませんか？Cチームで鍛えられたDMの若人にとっては最高の職場環境（BLACKとも言う？）を用意してお待ちしております！

こんな業務もやります

「高周波利用設備設置許可申請」

前田 浩利



行政書士白門会副会長の前田です。

行政書士業務をしながら大学の教壇にも立っているのですが、学生からはいつもこう聞かれます。

「行政書士という名前は聞いたことがありますが、何をしていますのですか？」

名称は知られているけど業務の中心がよくわからないというのが一般国民の我々に対する認識ではないでしょうか。

建設業許可、法人設立、産業廃棄物関係の許可、相続・遺言、外国人の入国・在留、帰化手続、著作権の登録、等々。数え始めたらしきりが無いほど多くの業務をすることが出来ます。一説にはその数万種類以上とも言われています。しかし、この数の多

さが逆に特定分野に絞り込まれない印象の薄さにもつながっています。いまだにADRの代理権を得ることが出来ない原因もここにあります。

でも、一方で特定分野に限定されないことが何でも出来るという多様性にもつながります。最近、東京都行政書士会市民相談センターから『電波法』に関する依頼があり、現在申請準備中です。『電波法』？ 法律専門職には似つかわしくない理系の法律ですが、これについても行政書士は取り扱えます。この事案、具体的には電波法に規定されている『高周波利用設備の設置許可申請』というのが正しい表現です。

『電波法』は本来放送局や無線局といった電波を発する設備に係る法律ですが、電波を発する意図はなくても電波が出てしまい、他の放送局や無線局に迷惑をかけてしまう場合があります。（高校の物理でやった発振とか輻射といった言葉を覚えていませんか。）今回の『高周波利用設備設置許可申請』はまさにこういった現象を発生する可能性のある設備を利用する場合に、予めどれくらいの強度の電波が出て、周辺の無線通信に影響を与えないかどうかを審査して、影響が無ければ許可を与えようという制度です。例えば高周波出力を使用する医療用設備や工業用加熱設備を設置する場合などがこれにあたります。実はこの案件、市民相談センターでは取り扱える行政書士が見つからず、電波法がわかると言うことで私のところに回ってきたものです。幸い、私は電波法だ



イスラム法と西欧近代法（日本法も含む）を比較すると、両者の間で法原則の内容の相違、法の概念と係る存在構造そのものも異なっています。法あるい

けでなく、その基礎としての無線工学もある程度わかるので受任した次第です。じつは私は会員名簿の主たる業務欄に電波法と記載している数少ない会員の一人でもあります。たぶん、東京都行政書士会六千人弱の会員中、電波法がわかる会員は、四〜五人といます。

そんな少数派の会員ですが、受任して詳細を聞いてみると、依頼者の先には日本有数の会社がありました。今、申請のために委任状にその会社の代表者の押印をもらっています。町の行政書士が日本有数の（名前を言えば誰でも知っています）会社の仕事も出来る。行政書士はそんな醍醐味もある資格です。

イスラム相続法（家族法）

白柏 仁資



一．はじめに

一．はじめに
 昨今、在日イスラム教徒で日本において成功した経営者等の人々の相続が増加する傾向にあると考えられます。実際、私も係る件に関与したことがありますので、その知るところについて述べたいと思います。

二．イスラム法の考え方

イスラム法と西欧近代法（日本法も含む）を比較すると、両者の間で法原則の内容の相違、法の概念と係る存在構造そのものも異なっています。法あるい

は法律を意味する現代アラビア語は、夫々ハック(複数形はフクーク)あるいはカヌーンという語が該当します。これらの語は、個々の法により程度の差はあるけれども、西欧近代法を基準として作成された現代アラブ諸国の法あるいは法律を意味します。他方、いわゆるイスラム法ではシャリーアまたはフィクフという語が使用されます。つまり、これは、いわゆるダブルスタンダードが存在するものと考えられます。特にイスラム法の理解のためには、特定地域におけるイスラムの歴史の受容過程と実践側面の検討が必要となると考えられます。

三. 相続人について

被相続人が死亡すると、係る財産より最初に葬儀費用、債務が支払われ、その残余の財産から遺贈(ワシーヤ)が実行され、その残余の財産が(法定)相続人に分配されます。以下、主たる学派であるスンナ派(スンニ派)とシーア派について述べます。

(一) スンナ派

- ① 娘や生存配偶者や父母、コーランが明示的に定めた「割当相続人」
- ② アサバ(父系男系血族)
- ③ その他の母系親族
- ④ 被相続人が解放奴隷なら係る旧主人
- ⑤ 国庫(バイト・アル・マール)となります。

(二) シーア派

親族は以下の三種です。

- ① 卑属と父母
- ② 兄弟姉妹と係る子孫、祖父母、曾祖父母
- ③ 伯・叔父、伯・叔母、大伯・叔父、大伯・叔母および係る子孫(父方母方とも)

また、シーア派は、原則として父系母系や男女を問わず親等の小さい血族は親等の大きい血族を排除するものとして、アサバに特別な地位を認めていません。

四. 相続分

この件については、かなり複雑なので次回とします。

※イスラームについてもっと知りた
い皆様! 中央大学総合政策学部教
授清水芳見先生の「イスラームを知
ろう」(岩波ジュニア新書)をご覧ください。(岸)

法教育と業務とのかわり

山賀 良彦



私は、桜の花見で有名な東京都北区飛鳥山公園のすぐ近くで行政書士事務所を開業しています。そして、様々な人の出会いから、平成二十一年から公立の小学校において法教育を実践しています。

法教育とは、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なもののかえ方を身に付けるため



の教育」(注)とされ、様々な士業、団体でその実践活動が行われています。

(注)法務省・法教育研究会「報告書」我が国における法教育の普及・発展を目指して―新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手を

はぐくむために―(平成一六年)
<http://www.moj.go.jp/content/000004217.pdf>

法教育は、このように言われることから、中学校の公民、高校の政経で教わる憲法の授業や民法や刑法など個別の法律を教えるものとは異なっています。「法などの基礎となっている価値観を理解する」、「法的なものの見方を身に付ける」ことが重視されます。

そこで、平成二十一年に、自分自身が法教育を実践するにあたっては「きまりの意味を考える」授業を行いたいと考えました。これは、法・きまりを「知る」だけでなく、法・きまりを「考える」ことも重視したためです。そのため、私の法教育の全ての授業のメインタイトルには、「きまりがあるのは何のため?」きまりの意味を考えよう!〜ということばを掲げ、それを軸に実践活動を行いました。

具体的には、児童の身近にあるきまり(例えば、図書館、公園のきまりなど)を題材に、そのきまりが何のためにあるのかを児童自身で気づき、考え行動できることを意図するものです。そういった中で、存在するきまりの意味を「知り」、「考える」だけでなく、

きまりがないことについても存在するきまりの意味やその場・空間の意味から考えることができるかと問いかけました。

この法教育実践活動からは、自分自身でも教えられることはたくさんありました。業務を行っていて、法、規則について様々な場面で考えることがあります。そんなときには、そもそもこの法、規則の意味はなぜ存在するのかを、条文、規則、制度の意味から考えて結論を出すこともあります。こういった思考は、法教育の授業で行っていることと同じものです。そういった点から、法教育実践活動については、自分自身にとって学ぶことが多くあります。法教育活動はまだ五年ですが、今後も様々な場面で行っていきたいと考えています。

お困り事は、OB・OGで構成される行政書士白門会にお任せ下さい。お困り事、生活に関するお困り事は、中央大学OB・OGで構成される行政書士白門会にお任せ下さい。

編集 広報部 別役 良

行政書士白門会事務局

03-3317-5432
090-8775-6446

info@hakumonkai.org
URL www.hakumonkai.org